

草津小学校いじめ防止基本方針 -R2年度-

1. いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

いじめとは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」です。

そして、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものです。

(平成18年度 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」)

上記の考え方のもと、本校では全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」、また「いじめは、人権侵害である。」という基本認識にたち、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。

いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5つのポイントをあげる。

- ① いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ② 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③ 児童・教職員の人権感覚を高め、児童と児童、児童と教職員をはじめとする校内における温かな人間関係を築く。
- ④ いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- ⑤ いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保証するとともに、学校内だけでなく保護者・地域・各種団体や専門家と協力をして、解決にあたる。

2. いじめの未然防止のための取組

児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。

道徳の時間には、命の大切さについての指導を行う。また、「いじめは絶対に許されないことである。」という認識を児童がもつように、教育活動全体を通して指導する。そして、見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも「傍観者」として、いじめに加担していることを知らしめる。

(1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。

- ① 「草津小学校いじめ防止宣言」(H25年度児童会作成)に従い行動する。

「お」	おそれずに相談	ちいさなことも
「も」	もとめているよ	あなたの助け
「い」	いじめとはなにか	よく考えよう
「や」	やさしい心と	やめようよと言える勇気
「り」	理解しよう	相手の気持ち

② あいさつ運動

人と人との結びつきの基本であるあいさつを中心に、思いやりや感謝の心をもって生活しようとする心情影響を高め、いじめゼロを目指した児童会活動を推進する。

(2) 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

① 一人一人が活躍できる学習活動

- ・ 縦割り団活動等の異学年交流の充実
- ・ 児童の自発的な活動を支える委員会活動の充実
- ・ 児童が主体的に取り組める学習活動の工夫

② 自他の違いを認め人との関わり方を身に付けるための活動

朝・帰りの会で自他の良いところや頑張っているところに目を向けさせ、その違いや良さを感じさせることで自尊感情を育み明るく楽しい学校生活を送ることができるようにする。

③ 安心して自分を表現できる年間カリキュラムの作成

年間カリキュラムにおける活用する力の項目や内容を明確にし、見通しをもって学習に取り組める発問や指導方法を工夫する。

④ 人とつながる喜びを味わう体験活動

友達と分かり合える楽しさやうれしさを実感できる確かな力の育成と、相互交流の工夫を行うことでコミュニケーション力を育成する。また、学校行事や児童会活動、総合的な学習の時間や生活科における道徳性育成に資する体験活動の推進を行う。

3. いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

(1) いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。

- ア) 「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての教員が児童の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けていくことが必要である。
- イ) おかしいと感じた児童がいる場合には学年やブロック会、生徒指導特別支援会議等の場において気付いたことを共有し、より大勢の目で当該児童を見守る。
- ウ) 様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い児童に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、スクールカウンセラーを活用するなどして当該児童から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。
- エ) 「楽しい学校生活をおくるためのアンケート」を行い、学級内での児童の人間関係を把握しいじめゼロの学校づくりを目指す。
- オ) 毎月1回の「いじめアンケート」により、いじめの早期発見・早期解決に努める。

(2) いじめの早期解決のために、全職員が一致団結して問題の解決にあたる。

- ア) いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、学校長以下全ての教員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。
- イ) 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
- ウ) 傍観者の立場にいる児童たちにもいじているのと同様であるということを指導する。
- エ) 学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして解決にあたる。
- オ) いじめられている児童の心の傷を癒すために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を取りながら、指導を行っていく。

(3) 家庭や地域、関係機関と連携した取組

- ア) いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。決して学校内だけで問題解決をするようなことはしない。
- イ) 学校や家庭にはなかなか話すことができないような状況であれば、「いのちの電話」等のいじめ問題などの相談窓口の利用も検討する。

4. いじめ問題に取り組むための組織

(1) 学校内の組織

① 「生徒指導特別支援会議」

月1回全教職員で問題傾向を有する児童について、現状や指導についての情報の交換及び共通行動についての話し合いを行う。

② 「いじめ防止対策委員会」

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、管理職、生徒指導担当、養護教諭、当該学級担任、ブロック主任・スクールカウンセラーによる「いじめ防止対策委員会」を設置する。必要に応じて委員会を開催する。

(2) 教育委員会をはじめ関係機関と連携した組織

いじめの事実を確認した場合の草津町教育委員会への報告、重大事態発生時の対応等については、法に即して、草津町教育委員会に指導・助言を求めて学校として組織的に動く。

地域全体で、「いじめは絶対許されない」という認識を広めることが大切であるということから、PTAや地域の会合等で、いじめ問題などの健全育成についての話し合いを奨めることを願う。

	「いじめ防止対策委員会」 の取組	全職員・児童の取組
4月	・いじめ未然防止への取組内容の検討	・1年生を迎える会（児童会） 仲良く助け合って学校生活を送れるようにする。 ・あいさつ運動(安全委員会・地域「安全守り隊」) 児童の登校に合わせてPTAが主体となって、春と冬の「いじめ防止月間」に合わせて年2回実施する。運動期間中は県から配布されるのぼり旗を活用したり、地域ボランティアの「安全守り隊」と連携したりしながら、より地域全体への啓発活動へとつなげる。
5月		・「楽しい学校生活を送るためのアンケート」の実施（生徒指導担当） アンケート結果を受け、学級での一年間を見据えた計画や目標作りを行う。
7月 8月	夏休み前までの取組の反省と夏休み後の取組の検討	・学年、学級、ブロックで話し合いを行う
9月 10月 11月		・教育相談 ・運動会、音楽発表会（学年・学級・委員会） 仲間と協力し、助け合うことの大切さを学ぶ
12月 1月	・冬休み前までの取組の反省と冬休み後の取組の検討	・人権標語の作成、クラス代表の選定（人権担・担） ・学年、学級、ブロックで話し合いを行う
2月		・本校の活動計画発表、意見交換会（児童会）
3月	・一年間の取組の反省と次年度の取組の検討	・6年生を送る会（児童会） 卒業生に感謝の気持ちを持ち、自分たちでよりよい学校をつくろうとする意欲を高める。
・毎月の「友だちアンケート」の実施 ・毎月の職員会議で児童についての情報交換 ・児童の1日の振り返り（毎日、帰りの会）		

5. 関係法令

(1) 教育基本法

① 教育の機会均等

第4条 全ての国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受け入れる機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

② 学校教育

第6条2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んじるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

⑩ 家庭教育

第10条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

(2) 学校教育法

① 第4章 小学校

第35条 市町村の教育委員会は、次に掲げる行為の一または二以上を繰り返し行う等性行不良であって他の児童の教育に妨げがあると認める児童があるときは、その保護者に対して、児童の出席停止を命ずることができる。

- 一 他の児童に傷害、心身の苦痛または財産上の損失を与える行為
- 二 職員に傷害または心身の苦痛を与える行為
- 三 施設または設備を損壊する行為
- 四 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為

(3) いじめ防止対策推進法

① 第1章 総則

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(重大事態への対応)

- ・ いじめにより児童生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いを認められるとき。
- ・ いじめにより在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。
- ・ 不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安として一定期間連続して欠席している場合など迅速に着手する。